

高岡市都市計画基本図の利用における注意事項

1. 高岡市都市計画基本図の利用について

- ・高岡市HPで公開している基本図を利用される場合には、本注意事項に同意したものとみなします。
- ・ここで提供する基本図は、作成時の地形地物であるため、道路や建築等の一部は、現況と異なる場合があります。また、土地の境界を示すものではありません。
- ・ここで提供する基本図の情報に関する著作権は、高岡市に帰属します。
- ・著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製し、販売、貸出及び転用することを禁じます。
- ・高岡市都市計画基本図は、測量法の公共測量成果となるため、**複製・使用をする場合には、測量法の申請が必要**となります。

2. 承認を得ずに利用できる範囲（申請不要な場合）

次に該当する場合は、利用方法が複製・使用いずれであっても、承認を得ずに利用することが可能です。（出典の記載は必要です）。

- （1）作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの
 - ・ハンカチ、Tシャツ、紙袋、メモ帳、セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品へ印刷
 - ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの
- （2）上記以外のうち、作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの
 - ・私的利用、学校その他教育機関、社内、サークル、同好会など組織内での利用
 - ・特定の者に対して提供する申請書、報告書等の添付資料や説明資料としての利用
 - ・一般的な資料としての利用
 - ・論文、試験問題で利用
- （3）上記以外のうち、作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの
 - ・博物館等における展示物としての利用
 - ・テレビ番組で利用
 - ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）
 - ・緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用（下記a～cの場合を除く）
 - a.管内図、ハザードマップ等の土地の管理に関わる地図情報を作成する場合
 - b.地図に元々記載されている地形、道路、地名、行政界等を、実質的に異なる表記に変更する場合（ただし、記載の削除のみの場合を除く）
 - c.販売している刊行物（神地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合

3. 測量法に基づく申請等

基本図の利用にあたっては、測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請が必要となりますので、測量計画機関である高岡市の承認を得る必要があります。

- （1）複製承認（法第43条）
次に該当する場合は測量成果の複製の承認を得なければなりません。
 - ・測量の用に供する場合：測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製する場合
 - ・刊行する場合：有償、無償に関わらず、複製した測量成果を書籍、パンフレット、CD-ROMその他のもので不特定多数のものに対し発行する場合
 - ・インターネット等により情報を提供する場合：インターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置く場合
- （2）使用承認（法第44条）
次に該当する場合は、測量成果の使用の承認を得なければなりません。
 - ・測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いる場合
 - ・測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断される場合

4. 出典の明示について

基本図を利用する際は、以下の通り出典を記載してください。

（出典記載例）

「この地図は、高岡市発行の都市計画基本図（1/2,500）を使用したものです。」

「この地図は、高岡市発行の都市計画基本図（1/2,500）に〇〇を追加して掲載」

「この地図は、高岡市発行の都市計画基本図（1/2,500）を基に、〇〇株式会社作成」

5. 免責について

- （1）市は、利用者が基本図を用いて行う一切の行為（基本図を編集・加工等した情報を利用することを含む）について、何ら責任を負うものではありません。
- （2）この基本図は、予告なく、変更、削除を行うことがあります。

6. 問合せ及び申請窓口

高岡市 都市創造部 都市計画課 計画係

電話：0766-20-1404

Mail：toshi@city.takaoka.lg.jp